

次世代型林業イノベーション推進事業 “Tottori Forestry Innovation+” 募集要領

<応募期間>

- ・令和5年1月11日（水） 応募受付開始
- ・令和5年1月31日（火） 参加表明書提出期限
- ・令和5年2月28日（火） 提案書提出期限

<受付方法>

専用申込フォーム、電子メール

<提出先・問合せ先>

鳥取県農林水産部森林・林業振興局林政企画課

住所：〒680-8570 鳥取県鳥取市東町一丁目 220

電話番号：0857-26-7300

電子メールアドレス：rinsei-kikaku@pref.tottori.lg.jp

令和4年12月

鳥取県農林水産部森林・林業振興局

I 概要

1 目的と趣旨

森林ビッグデータ等を活用した課題解決提案型のソリューション開発コンペティションを実施し、多様な分野・主体からのノウハウや新たな視点を取り込んで、森林・林業分野で長年解決できなかった課題解決に繋げようとするものです。

2 公募テーマ

ソリューションの構想を提案する「アイデア部門」と構想の提案に加えて実際にシステムの試作品開発を行う「システム開発部門」の2つの部門を設定します。

(1) システム開発部門

航空レーザ測量データ等の多様なデータを組み合わせて、森林の価値を評価・向上させ、『県産材の生産量増大』に繋げるためのアプリケーションやサービスの開発に関するアイデア

なお、社会的・技術的に意義が高く、実用化に繋がりがやすいと思われる具体的な内容を以下2例示します。県産材の生産量増大に資する内容であれば、必ずしも例示した具体例に限らなくてよく、また、具体例の一部実施でも構いません。

<テーマ1>

各森林における用途別（製材・合板・チップ）原木供給可能量の推定。

素材生産工程等を踏まえた森林所有者への還元額を評価するためのアプリケーションやサービスの開発。

<テーマ2>

各森林における二酸化炭素固定量の評価と将来予測及びその可視化。素材生産・流通工程及び木材利用を踏まえた、二酸化炭素の排出・固定量を総合的に評価するためのアプリケーションやサービスの開発。

(2) アイデア部門

森林・林業に対する『県民等の関心を高める』ためのアプリケーションやサービスの開発に関するアイデア

3 全体日程

本事業に係る基本的な日程は、以下のとおりです。

- ・令和5年1月11日（水） 応募受付開始
- ・令和5年1月31日（火） 参加表明書提出期限
- ・令和5年2月10日（金） 質問書提出期限
- ・令和5年2月上中旬 第1タームメンタリング
- ・令和5年2月28日（火） 提案書提出期限
- ・令和5年3月上旬 1次選考会
- ・令和5年3月下旬 2次選考会・選考結果通知
- ・令和5年4月～ プロトタイプ開発（※システム開発部門に限る）
- ・令和5年4月～5月 表彰式
- ・令和5年夏頃 第2タームメンタリング（※システム開発部門に限る）
- ・令和6年3月 成果報告会（※システム開発部門に限る）

4 開発環境とデータの提供

応募者に対して、“とっとりデジタルらぼ”による鳥取県が保有する森林ビッグデータ等の提供を行うとともに、「システム開発部門」の応募者に対しては、データ分析・アプリケーション開発環境を提供する予定です。データ分析・アプリケーション開発環境の利用に際しては、利用規約の同意が必要となります。また、鳥取県が保有する森林ビッグデータ等については、CC BY4.0で提供予定です。詳細は、参加表明書を提出した応募者に対して別途通知します。

システム開発部門については、応募者自身が保有するデータを持ち込んで利用することも可能で、また、応募者の要請を受けて、事務局が必要と判断した場合に追加でデータを提供することもあります。

<データ分析・アプリケーション開発環境と提供するデータ>

<p>データ分析・アプリケーション開発環境</p>	<p>■動作環境</p> <ul style="list-style-type: none"> ・インターネットに接続できるPC <p>※大容量データを取り扱いますので、光回線を利用した高速なインターネット接続環境が望ましいと考えます。</p> <p>■機能</p> <ul style="list-style-type: none"> ・クラウドサービスプロバイダが提供するサービス・機能について、次のサービス分類に属するものを、それぞれ1つ以上利用可能（予定） <p>※下記サービス分類に属していても、クラウドサービスプロバイダが提供する全サービス・機能が利用できるわけではありません。また、鳥取県から付与する予算枠の範囲内での利用となります。</p> <p>(サービス分類)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・分析 ・アプリケーション統合 ・ブロックチェーン ・コンピューティング ・コンテナ ・コンテナオーケストレーション ・データベース ・Game Tech ・デベロッパーツール ・ウェブとモバイルのフロントエンド ・機械学習 ・ストレージ ・AR 及び VR
<p>データ</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○空中写真オルソ画像 ○航空レーザ測量データ <ul style="list-style-type: none"> ・森林情報（林相図、立木情報、立木密度分布図等） ・地形情報（数値標高モデル、微地形表現図、路網データ等） ○森林の施業履歴 ○各種統計データ 等

5 専門家によるメンタリング

専門家によるメンタリングを2期間（ターム）に分けて実施する予定です。

(1) 第1ターム

応募者に対して、公募テーマに関連した情報を提供し、アイデアの発想を支援するものです。詳細は、参加表明書において受講を希望した応募者に対して別途通知します。

種 類	内 容	開催場所
講座	「鳥取県の森林・林業・木材産業」、「林業経済・林業経営」、「鳥取県内の原木流通」、「森林吸収源・気候変動」、「リモートセンシング技術」、「航空レーザ計測データ」に関する情報を提供。	現地・Web 併用開催

※受講の有無が審査に影響することはありません。

(2) 第2ターム

システム開発部門における採択事業者のプロトタイプ開発を支援するものです。

種 類	内 容	開催場所
個別	・プロトタイプ開発に係る課題や悩みに対する助言。 ・事業化やマーケティングに関する助言。	Web 開催
ワークショップ	・鳥取県内の林業事業者や製材工場等の視察や現場従事者との意見交換会等。	現地開催

II 応募手続き

1 応募資格

本事業は、個人、法人、グループを問わず応募することが可能です。

※法人またはグループの場合、データ分析・アプリケーション開発環境を利用するために必要なアカウントは3アカウントを上限に県から払い出します。

なお、応募資格者要件は、次の（ア）、（イ）のいずれの要件も満たす者を対象とします。

<応募資格者要件>

（ア）次に掲げる者のいずれにも該当しないこと。

- ・暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）又は暴力団の構成員（以下「暴力団員」という。）。
- ・暴力団員と密接な関係を有する者
- ・前2号に掲げるいずれかが役員等となっている法人又はその他の団体

（イ）システム開発部門については、システム開発を行う意思がある者。

2 応募書類

応募に当たっては、参加表明書と提案書（様式第1号）を提出してください。参加表明書と提案書の提出期限が異なるため注意してください。

指定された様式以外での応募や応募書類の差し替えは認められません。参加表明書提出後、期限までに提案書の提出がない場合は、参加を辞退したものとみなします。

なお、応募書類等の様式は、以下のサイトからダウンロードしてください。

<TFI+専用サイト>

<https://www.pref.tottori.lg.jp/307895.htm>

3 応募期間

- ・ 応募受付開始 令和5年1月11日（水）
- ・ 参加表明書提出期限 令和5年1月31日（火）午後5時
- ・ 提案書提出期限 令和5年2月28日（火）午後5時

4 応募書類の提出方法

(1) 参加表明書

参加表明書の提出は、Ⅱの2のTFI+専用サイト内にある申込フォームへの入力・送信により行ってください。

(2) 提案書（様式第1号）

提案書はPDFファイルに印刷し、Ⅱの6の提出先に電子メールにより提出してください。電子メールの件名は「【提案書】TFI+」と記載してください。

5 質疑応答

本事業に関して質問がある場合は、質問書（様式第2号）を作成し、電子メールでⅡの6の提出先に提出してください。電子メールの件名は、「【質問】TFI+について」と記載してください。

質問に対する回答は、原則5営業日以内に電子メールで行います。よくある質問については、Ⅱの2のTFI+専用サイトで適宜公開します。

6 提出先

〒680-8570 鳥取県鳥取市東町一丁目220

鳥取県農林水産部森林・林業振興局林政企画課

住所：〒680-8570 鳥取県鳥取市東町一丁目220

電話番号：0857-26-7300

電子メールアドレス：rinsei-kikaku@pref.tottori.lg.jp

Ⅲ 審査方法

1 審査方法

審査は、有識者で構成する選考委員会を設置し、実施するものとします。

(1) 一次選考会

一次選考会は、応募書類に基づく審査とし、選考委員による採点を行わず、合議の上各部門の一次選考通過者を選考します。選考結果については、応募者全員に通知します。

なお、応募状況によっては、一次選考会の開催を省略します。

(2) 二次選考会

二次選考会は、応募者によるプレゼンテーションを実施し、選考委員が審査項目ごとに審査基準に基づき採点して選考します。選考結果については、応募者全員に通知します。

なお、選考会場や開催日時等の詳細については、一次選考会を通過した応募者に対して、別途通知します。

2 審査基準

以下の審査項目に基づき、選考委員が審査を行います。

各選考委員の採点（1人25点満点）を合計し、総得点の高い順に順位を決定し、順位1位の者を採択事業候補者とします。

選考委員の合議のうえ、採択事業候補者の中から採択事業者を決定します。

<審査項目>

項目	審査観点	配点
独創性	他者と異なる独創性のある提案か。	5
実現性	提案内容が実現可能か。	5
妥当性	社会的なニーズに沿っているか	5
発展性	将来発展していく可能性があるか	5
地域性	鳥取県が持つ総合的な性格を活かした内容か	5

IV 表彰及び賞金

各部門の採択事業者決定後、賞金を一括清算払で支払います。支払いに係る必要な手続きについては、別途採択事業者に通知します。

また、令和5年4月から5月頃に表彰式を開催する予定です。

<各部門の賞金額>

部門	点数	賞金額
システム開発部門	1点	120万円
アイデア部門	1点	10万円

※審査の結果、該当なしとなる場合もあります。

V その他留意事項

- (1) 書類の作成に用いる言語、通貨、時刻及び単位は、日本語、日本円、日本標準時及び計量法（平成4年法律第51号）による単位とします。
- (2) 申請や質問、プレゼンテーション等に要する費用は、応募者の負担とします。
- (3) 応募書類に虚偽の記載をした場合には、提出された応募書類を無効とする場合があります。
- (4) 提出された応募書類等は返却しません。また、鳥取県情報公開条例（平成12年鳥取県条例第2号）の規定により、開示請求の対象となります。
- (5) 応募された提案に関する著作権その他の知的財産権は、応募者に帰属します。
- (6) 応募書類に記載された情報、選考会及びメンタリングの様子等は、事務局が広報のためTFI+専用サイトや各種媒体で発表又は利用する場合があります。
- (7) 本事業により取得した個人情報は、本事業以外の目的で利用することはありません。
- (8) 次のいずれかに該当する場合は、受賞の決定を取り消します。受賞を取り消した場合において既に賞金が支払われているときは、賞金の返還を請求します。
 - ・採択事業者が法令等に違反したとき
 - ・応募資格者要件に虚偽があったとき
- (9) 第三者の著作権、著作者人格権、商標権、肖像権、パブリシティー権、名誉・プライバシーその他の権利を侵害する提案書および法令などに違反する内容を含む提案書は応募できません。提案書にて利用されている画像・イラスト等が第三者の有する権利を侵害するおそれのある場合は、応募者の責任において必要な許可を得た上で、ご応募ください。応募後、権利を侵害すると判断された場合は、応募や表彰を取り消します。また、第三者の権利侵害によるトラブルが発生した場合は、鳥取県では責任を負いかねますので、あらかじめご了承ください。